

令和6年第6回臨時会

津別町議会会議録

令和6年第6回 津別町議会臨時会会議録

招集通知 令和 6年 10月 18日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 令和 6年 10月 23日 午前 10時 00分

閉会日時 令和 6年 10月 23日 午前 10時 33分

議 長 鹿 中 順 一

副 議 長 山 内 彬

議員の応招、出席状況

議席 番号	氏 名	応 招 不応招	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 招 不応招	出席 状況
1	篠 原 眞稚子	○	○	6	巴 光 政	○	○
2	渡 邊 直 樹	○	○	7	佐 藤 久 哉	○	○
3	小 林 教 行	○	○	8	高 橋 剛	○	○
4	村 田 政 義	○	○	9	山 内 彬	○	○
5	山 田 英 孝	○	○	10	鹿 中 順 一	○	○

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
町長職務代理者副町長	伊 藤 泰 広	○	監 査 委 員		
教 育 長	近 野 幸 彦	○	選挙管理委員会委員長		
農業委員会委員長					

(ロ) 委任または嘱託

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
総 務 課 長	森 井 研 児	○	生涯学習課長	石 川 波 江	○
防災危機管理室長	中 橋 正 典	○	生涯学習課長補佐	谷 口 正 樹	○
住民企画課長	加 藤 端 陽	○	監査委員事務局長	齊 藤 尚 幸	○
住民企画課長補佐	菅 原 文 人	○	監査委員事務局次長	宮 脇 史 行	×
住民企画課長補佐	小 西 美 和 子	○			
保健福祉課長	仁 部 真 由 美	○			
保健福祉課長補佐	兼 平 昌 明	○			
保健福祉課主幹	向 平 亮 子	○			
保健福祉課主幹	丸 尾 美 佐	○			
産業振興課長	石 川 勝 己	○			
産業振興課長補佐	渡 辺 新	○			
建 設 課 長	迫 田 久	○			
建設課長補佐	土 田 直 美	○			
会 計 管 理 者	丸 尾 達 也	○			
総務課庶務係長	坂 井 隆 介	○			
住民企画課財政係長	宮 田 望	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
事 務 局 長	齊 藤 尚 幸	○	事 務 局	安 瀬 貴 子	○
総 務 係 長	寺 田 好	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	9番 山内 彬 1番 篠原眞稚子
2			会期の決定	自 10月23日 1日間 至 10月23日
3			諸般の報告	
4			行政報告	
5	承認	7	専決処分の承認を求めることについて (令和6年度津別町一般会計補正予算 (第5号)について)	
6	議案	54	契約の締結について(木材工芸館天井改 修工事)	
7	〃	55	財産の取得について(津別町幸町地区コ ミュニティ施設)	
8	〃	56	津別町公の施設に係る指定管理者の指定 について(津別町幸町地区コミュニ ティ施設)	
9	〃	57	令和6年度津別町一般会計補正予算(第 6号)について	
10	報告	13	専決処分の報告について(損害賠償の額 を定めることについて)	

(午前 10 時 00 分)

◎開会の宣告

- 議長（鹿中順一君） おはようございます。
ただいまの出席議員は全員であります。
ただいまより、令和 6 年第 6 回津別町議会臨時会を開会します。

◎開議の宣告

- 議長（鹿中順一君） これから本日の会議を開きます。
本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（鹿中順一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において
9 番 山 内 彬 君 1 番 篠 原 眞 稚 子 さん
の両名を指名します。

◎会期の決定

- 議長（鹿中順一君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。
本臨時会の会期は、本日 1 日間にしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。
したがって、本臨時会の会期は本日 1 日間に決定しました。

◎諸般の報告

- 議長（鹿中順一君） 日程第 3、諸般の報告を行います。
事務局長に報告させます。

○事務局長（斉藤尚幸君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の議事日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

町長は、令和6年10月16日より当分の間、入院加療のため、本臨時会は欠席となります。

なお、この間、地方自治法152条第1項の規定に基づき副町長が町長職務代理者となり、本日、お手元に配付の議案は町長職務代理者からの提出となっております。

本臨時会に説明するため出席する者の職、氏名は一覧表としてお手元に配付してありとおりであります。職務の都合により一部に異動があることをご了承願います。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付してありとおりであります。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（鹿中順一君） 日程第4、行政報告を行います。

町長職務代理者から行政報告に関して発言の申し出がありますので、これを許します。

町長職務代理者副町長。

○町長職務代理者副町長（伊藤泰広君） [登壇] おはようございます。

本日ここに第6回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には極めてご多忙のところご出席賜り厚くお礼申し上げます。

ただいま発言のお許しをいただきましたので、第5回定例会後の行政報告を申し上げます。

はじめに、町長の職務代理者の設置についてであります。10月16日から当分の間、町長が入院加療するため、法令等に則り私、伊藤泰広が町長の職務を代理することとしましたので、ご報告いたします。

次に、阿寒摩周国立公園90周年記念式典についてであります。昭和9年に指定された最も歴史の長い国立公園の一つである阿寒摩周国立公園が90周年を迎え、記念式

典が9月27日に弟子屈町の釧路圏摩周観光文化センターにおいて開催されました。

この式典には、阿寒摩周国立公園広域観光協議会に参画する市町村長および議長ならびに国会議員、道議会議員等の多くの方が出席する中、「これからの国立公園の担うべき役割」と題して、観光に関する有識者である山田桂一郎氏が基調講演を行い、活発な意見が交わされたところです。

本町は、阿寒摩周国立公園の上里地区の編入を環境省に対し要望しており、公園の保全と利用の両立について、関係自治体や関係機関とともに推進してまいります。

次に、第20回全国まちづくり交流会 in 津別町の開催についてであります。9月27日から29日にかけて町と実行委員会との共催により、全国から147名の参加者が訪れ、津別町の芸能、食、観光資源を堪能しながら交流を深めあう場となりました。

この交流会は2003年、愛知県の現在は豊田市になります足助町で第1回が開催され、途中コロナ禍での中止を挟みましたが、本年の第20回をもって最終とすることが前回の交流会で宣言されておりました。

今回が最終ということもありまして、与論島で開催された昨年を大きく上回る参加者たちと、ステージイベントやまちづくりの事例発表、町内ツアー、大交流会での食のおもてなしなどを通じて、大いに盛り上がり交流を深めたところであります。

本交流会において、津別町の人材や資源の豊かさを改めて実感するとともに、ご協力いただいた関係各位に対しまして深く感謝を申し上げる次第であります。

次に、北海道東トトレイルおよび屈斜路カルデラトトレイルの開通についてですが、10月5日に弟子屈町の釧路圏摩周観光文化センターにおいて、北海道東トトレイル開通式典が開催され、このトトレイルが通る14の市町村長と関係機関の長が登壇し、手をつないでトトレイルの開通を宣言しました。

北海道東トトレイルは、釧路湿原国立公園、阿寒摩周国立公園、知床国立公園の三つの公園をつなぐ全長410キロメートルの世界水準のロングトトレイルであり、この一部として津別峠から美幌峠を經由し藻琴山をつなぐ屈斜路カルデラトトレイルも同日に開通しました。

道東の雄大な景色を求め、インバウンドを含めた多くのハイカーが訪れることを期待するところであります。

次に、エコツーリズム町民学習会の開催についてであります。10月7日、中央公民館において、本町のエコツーリズム推進協議会のアドバイザーである文教大学国際学部国際観光学科の梅津ゆりえ教授を講師に、「未来を引き寄せるエコツーリズム 地域の宝を活かしたまちづくり」と題して、ご講演いただきました。

講演後の質疑において、教授より「津別町の宝は？」という問いがあり、雲海、チミケップ湖、ダイヤモンドダストなど多くの津別の資源が挙げられ、エコツーリズムの理解を深めるとともに、改めて津別町の良いところを考える機会となりました。

次に、「医療・介護・地域の支えあい まちづくりフォーラム」についてであります。10月19日、中央公民館において開催し、「住みなれたつべつで最期まで～あなたはどう、人生をしまいますか？」をテーマに町民の方々や関係者75名が参加されました。

フォーラムの冒頭では、医療法人社団 田中医院 院長 田中克彦先生により、近年の在宅医療と介護の連携や、人生の最期までご本人の意思決定を支える取り組みについてご講演をいただいた後、町内の医療・介護関係者、介護経験があるご家族の3名からの現況報告があり、田中先生とともに意見交換を行いました。

今回のテーマによるフォーラムは6年ぶりでしたが、参加された方々からの反響が大きく、医療や介護が必要となった際に自分自身が選択や決定をすることの大切さや、医療や介護の連携について知ることができる有意義なフォーラムとなりました。

なお、今議会におきまして、契約の締結、補正予算等の議案を提出いたしますので、慎重にご審議の上、原案にご協賛賜りますようお願い申し上げ行政報告といたします。

よろしく申し上げます。

○議長（鹿中順一君） ただいまの行政報告に対し、質疑を受けます。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 以上で行政報告を終わります。

◎承認第7号

○議長（鹿中順一君） 日程第5、承認第7号 専決処分の承認を求めることについて

て（令和6年度津別町一般会計補正予算（第5号）について）を議題とします。

内容の説明を求めます。

小西住民企画課長補佐。

○住民企画課長補佐（小西美和子さん） ただいま上程となりました、承認第7号についてご説明申し上げます。

専決の理由につきましては、次のページの専決処分書のとおり、第50回衆議院議員総選挙および第26回最高裁判所裁判官国民審査に伴う補正について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないため、10月2日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をさせていただいたものであります。

補正予算の条文をご覧ください。

第1条につきましては、第1項で歳入歳出予算にそれぞれ865万円を追加し、予算の総額を72億9,325万8,000円とするものであります。

第2項につきましては、後ほど説明いたします。

事項別明細書につきましては、歳出から説明いたしますので、5ページから6ページをお開きください。

款2総務費、項5選挙費、目1選挙管理委員会費の選挙管理委員会経費は、衆議院議員選挙に係る選挙管理委員会開催に伴う報酬、費用弁償で10万7,000円の増額です。目3衆議院議員選挙費の衆議院議員選挙経費は、投票管理者等の報酬をはじめ、選挙に係る経費について、8ページまでそれぞれ各科目において予算計上したところで、合計854万3,000円の増額です。

次に、歳入の説明をいたしますので、3ページから4ページをお開きください。

款14国庫支出金、項3国庫委託金、目1総務費国庫委託金は、衆議院議員選挙費として748万7,000円の増額です。

款19繰越金は、選挙管理委員会開催に係る経費および選挙経費で、備品購入費の一部については、国庫委託金に算定されないことから、一般財源として前年度繰越金で116万3,000円の増額です。

補正予算の条文にお戻りください。

第1条第2項につきましては、ただいま事項別明細書で説明いたしました内容を、

第1表のとおり款項区分ごとに整理したもので、第1項の補正額および予算総額となるものです。

以上、内容について説明いたしますので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

承認第7号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第54号

○議長（鹿中順一君） 日程第6、議案第54号 契約の締結について（木材工芸館天井改修工事）を議題とします。

内容の説明を求めます。

産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（渡辺 新君） ただいま上程となりました、議案第54号についてご説明申し上げます。

木材工芸館天井改修工事の請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

工事の名称としまして、木材工芸館天井改修工事。

工事の場所、津別町字共和。

契約の方法、指名競争入札。

契約金額、1億5,840万円（うち消費税および地方消費税額1,440万円）。

契約の相手先につきまして、網走郡津別町字共和51番地2、株式会社清水建設 代表取締役清水靖則と契約を結ぼうとするものでございます。

工事の概要ですが、入札日は令和6年10月15日、工期は契約の日から令和7年3月20日まででございます。

アスベストを含有する天井仕上げ材を除去し、新耐震基準に基づく特定天井に更新するとともに、照明のLED化等電気設備を更新するものであります。

以上、議案第54号の内容についてご説明申し上げましたので、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第54号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をします。

休憩 午前 10 時 15 分

再開 午後 10 時 19 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

◎議案第 55 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 7、議案第 55 号 財産の取得について（津別町幸町地区コミュニティ施設）を議題とします。

内容の説明を求めます。

住民企画課長。

○住民企画課長（加藤端陽君） ただいま上程となりました、議案第 55 号について説明いたします。

本件につきましては、新たに完成いたします、津別町幸町地区コミュニティ施設の建物工事完了を受け、10 月 16 日完了検査を実施し、同日付で建物の売買に係る仮契約を済ませたところではありますが、当該施設の購入につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるものであります。

取得する財産といたしましては、津別町幸町地区コミュニティ施設で、取得財産の内容につきましては、議案裏面になりますが別紙のとおりとなります。

取得する財産の目的としては、令和 5 年度から令和 6 年度大通・幸町地区「コミュニティ施設」幸町棟整備事業に関する買取事業で、取得する財産の所在は、津別町字幸町 41 番地、取得する財産の種類および数量ですが、延べ床面積が 1,302.93 平方メートル、機能別では多目的スペースが 104.08 平方メートル、商業施設として 1,089.07 平方メートル、管理事務所として 60.39 平方メートル、その他として 49.39 平方メートルとなっております。外構施設として駐輪場 20 台分、駐車場 45 台分、構造は鉄骨造 1 階建てであります。

議案表面に戻りまして、契約の方法は随意契約。

取得金額は、5 億 722 万 1,000 円（うち消費税および地方消費税額 4,611 万 1,000

円)。

取得の相手先は、札幌市中央区北1条東1丁目7番地1、アルファコート株式会社代表取締役川村裕二であります。

以上、内容を説明いたしましたので、ご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第55号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第56号

○議長（鹿中順一君） 日程第8、議案第56号 津別町公の施設に係る指定管理者の指定について（津別町幸町地区コミュニティ施設）を議題とします。

内容の説明を求めます。

住民企画課長。

○住民企画課長（加藤端陽君） ただいま上程となりました、議案第56号について説明いたします。

本件につきましては、津別町が設置する公の施設の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

施設の名称等といたしまして、場所、津別町字幸町 41 番地、名称、津別町幸町地区コミュニティ施設。

指定管理者の名称等につきましては、津別町字幸町 12 番地、北海道つべつまちづくり株式会社 代表取締役竹俣信行となります。

期間といたしましては、令和 6 年 11 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までとしております。

以上、内容の説明をいたしましたので、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

すみません、それと期間の部分でございます。

期間の部分、基本的には 5 年間というくりがありますが、本施設につきましては、大通地区コミュニティ施設の指定管理者、指定管理期間の終わりの期間とあわせております。よって令和 10 年 3 月 31 日となっております。

こちらに関しましては、2 棟が基本的には同じ管理者にさせていただこうという考えがありまして、今回、提案いたします幸町地区コミュニティ施設に関しましても、同じ令和 10 年 3 月 31 日として、次のいわゆる指定管理者を決める際には大通棟、幸町棟と同じ期間というふうにするためとなっております。

以上で説明を終わります。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 56 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 57 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 9、議案第 57 号 令和 6 年度津別町一般会計補正予算（第 6 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

小西住民企画課長補佐。

○住民企画課長補佐（小西美和子さん） ただいま上程となりました、議案第 57 号についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、現在、着工している林道専用道共和線回折工事について、工事における初期調査で掘削を行ったところ、測量設計時と実際の土質において差異が生じ、路盤圧および横断管部材等の設計変更が必要となったことにより増額補正のお願いをするものです。

補正予算の条文をご覧ください。

第 1 条第 1 項は、歳入歳出予算にそれぞれ 276 万円を追加し、補正後の予算総額を 72 億 9,601 万 8,000 円とするものです。

第 2 項につきましては、後ほど説明させていただきます。

事項別明細書につきましては、歳出から説明いたしますので 5 ページから 6 ページをお開きください。

款 6 農林業費、項 2 林業費、目 3 林道費、林道整備事業は冒頭で説明した内容により 276 万円の増額です。

次に、歳入の説明をいたしますので 3 ページから 4 ページをお開きください。

款 19 繰越金は、歳出と同額の増額です。

補正予算の条文にお戻りください。

第 1 条第 2 項につきましては、ただいま事項別明細書で説明いたしました内容を第 1 表のとおり款項区分ごとに整理したもので、第 1 項の補正額および予算総額となる

ものであります。

以上、内容について説明いたしましたので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 57 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎報告第 13 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 10、報告第 13 号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題とします。

暫時休憩をします。

休憩 午前 10 時 29 分

再開 午前 10 月 31 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

町長から、地方自治法第 180 条第 1 項の規定による専決処分について、報告書の提出がありましたので、本臨時会に報告するものであります。

本件についてはご了承願います。

◎閉会の宣告

○議長（鹿中順一君） 以上で、本臨時会に付議されました事件は全て終了しました。

ここで理事者より発言の申し出がありますので、これを許します。

職務代理者副町長。

○職務代理者副町長（伊藤泰広君） 本日の臨時会上程の案件、全て原案どおり議決いただきありがとうございます。

その中で、財産の取得の議決をいただきました幸町地区コミュニティ施設の供用開始についてのお知らせをしたいと思います。

本施設につきましては、今後、アルファコート株式会社様と売買の本契約を締結いたしまして、今月中に引き渡しを受ける予定であります。

その後、11月13日の午前10時より施設のオープンセレモニーを実施したいと考えております。

この式典には議員の皆さんにご案内をいたしますので、ご多忙とは存じますがご臨席賜りますようよろしくお願い申し上げます。

その日より幸町棟を利用できることになりまして、開館時間は午前8時半から午後8時半ということになっております。

また、ドラッグストアの開店につきましては、翌日、11月14日に運営者のサッポロドラッグストアーによる開所式が行われた後、午前9時より開店と聞いております。

なお、当面の間は開店時間は午前9時、閉店時間を午後7時にすると伝えられております。

これらについては、今後、ホームページや広報においてもお知らせしたいと思しますので、あわせてご承知ください。

よろしく申し上げます。

○議長（鹿中順一君） ただいまの件につきまして、ご意見ございませんか。

よろしいですか。

（「はい」という声あり）

○議長（鹿中順一君） それでは、これで令和6年第6回津別町議会臨時会の会議を閉じ閉会します。

ご苦労さまでした。

（午前 11 時 37 分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津別町議会議長

署名議員

署名議員